■ 福祉のまちづくり条例の対象の都市施設について

	福まち条例（当初施行）	バリアフリー法施行（H18）	改正福まち条例（H21改正）	現　行	第1回審議会での意見
建築物	○	バリアフリー法施行令	○ 【法委任】基準適合義務（法に上乗せ） 【独　自】基準適合努力義務（事前協議） 既存建築物の改善計画・定期報告		・火災時のエスケープルームの設置促進 ・共同住宅の基準適合義務対象の引き下げ
旅客施設	○	公共交通移動等円滑化基準（省令）	―	―	・可動式ホーム柵の設置促進 ・駅舎等のｴｽｶﾚｰﾀｰへの誘導用ブロックによる誘導
道路	○	道路等移動等円滑化基準（省令）	―	【府】道路円滑化条例	・通学路の歩車道分離 ・無灯火自転車対策
公園	○	都市公園移動等円滑化基準（省令）	―	【府】都市公園条例	
路外駐車場	○	路外駐車場移動等円滑化基準（省令）	―	―	
		信号機等移動等円滑化基準（規則）	―	【府】信号機条例	
					・避難所（及び避難経路）のバリアフリー

理念部分（前文、目的、定義、府の責務、事業者の責務、府民の責務、施策の基本方針、啓発及び学習の促進等、推進体制の整備、財政上の措置）

法令で守るべき基準が定められたため、福まち条例の手続き対象から除外した。

分権一括法で、地方の条例で規定することとされた。